

起案				
平成24年度	保存期間	長期		
大分類	010環境	中分類	004廃棄物	
ファイルグループ	産業廃棄物関係			
ファイル名	法18条報告関係			
取扱区分		速達	締切後発送	
		公印承認印	公印押印者印	
		来書日付	平成 年 月 日	
		收受日	平成 年 月 日	
		起案・供覧日	平成 24年 12月 13日	
決裁日	平成 24年 12月 18日			
施行日	平成 年 月 日			
受信者		処理期限	平成 年 月 日	
		文書番号	東健廃第96号-57-5	
発信者	知事	来書文書番号		
起案(担当)者		健康福祉部 東部健康福祉センター 廃棄物課 不法投棄対策班		
電話番号 : 3333				
標題	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について			
決裁・供覧押印欄				
センター所長 副所長 総務課長 環境部長 技監兼廃棄物課長 班長 課員				
このことについて、[REDACTED]に対し報告書の徴収を実施する。 なお、受領の確認の必要があるため、配達記録付き郵便を使用する。				
備考	必ず記入されたことを確認するが、配達証明郵便が発送される			

静岡県

別紙1

1 建物滅失届

██████████を申請人として、静岡地方法務局熱海出張所で██████████
██████████建物滅失登記の登記申請書を閲覧したところ、建物滅失の証明については、
██████████が行っていた。

出張所職員によると、建物滅失証明書とは、一般的には解体業者が証明するもので、
提出時に法人登記簿の目的欄中に土木・建築工事の記載があることを確認していると
のことだった。

排出者 ██████████ 疑い

2 平成23年10月4日口述記録

平成23年10月4日、熱海市役所3階まちづくり課で、██████████の口述を記録した
事実申立によると、発注者は██████████、元請業者は██████████と回答してい
る。

また、工事の期間、██████████の役員を兼務していたが、
██████████受けた仕事ではないと回答している。

排出者 ██████████

3 平成23年6月20日18条報告回答

平成23年10月4日に事実訂正を行っているが、██████████と
██████████、平成23年3月20日付け東健廃第150-2号の回答とし
て、熱海市役所で、平成23年6月20日に口述した記録によると、発注者は
██████████、██████████の常用という形態で、建物解体は██████████が行つたと回答して
いる。

排出者 ██████████

4 その他（建物解体届について）

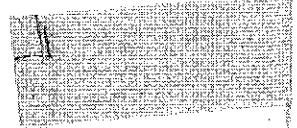
建物解体届については、前回報告徵収時、発注者欄に記載があった██████████に18
条報告の徵収を行つたところ、会社が提出したものではないとの電話連絡による回答
があつたのみ。

排出者 ██████████

東健廃第 57-5
号
平成**年**月**日
24 12 18

[REDACTED] 様

静岡県知事 川勝平太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収
について

あなたが関与した下記の工事について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づき下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1 静岡県熱海市日金町 [REDACTED] にある [REDACTED]

[REDACTED] 解体工事について

- (1) 解体工事の発注者、元請、下請業者
- (2) 土地所有者他から解体工事に関する指示等があった場合は、指示を出した者の氏名及びその内容
- (3) 工事におけるあなたの立場、役職等
- (4) 解体工事で発生した木くずほかの内装、家具布団等の発生量、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先
- (5) 解体工事で発生したがれき類の発生量、運搬業者、処分業者、処分量、処分先
- (6) 工事写真、工事日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。

OK

2 热海市伊豆山がれき置き場（通称C工区：字赤井谷 [REDACTED]、字水立 [REDACTED]

[REDACTED] に搬入されている産業廃棄物について

- (1) 热海市日金町、[REDACTED] 解体工事現場から搬入した廃棄物について

- ① がれき置場へのがれき類の搬入作業におけるあなたの立場、役割等
- ② がれき置場で廃棄物の受け入れ確認、整地等を行った業者
- ③ がれき置場から廃棄物の撤去作業を行った場合は、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先
- ④ がれき置場について、作業写真、作業日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。

*各項目について、あなたが主体となって行った工事以外でも把握している事項があれば記載してください。

- (2) 熱海市日金町、[REDACTED]以外の場所から搬入された廃棄物について把握している場合は、廃棄物の種類、量、排出者、排出場所、収集運搬を発注した者及び運搬業者等を記載してください。

3 報告期限

平成25年1月17日 到着予定日から2週間程度

4 報告提出先

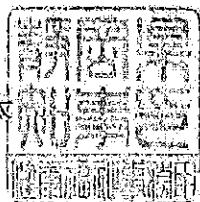
静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）
住所：〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3
電話：055-920-2106

東健廃第 57-5 号

平成24年12月18日

様

静岡県知事 川勝平太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収
について

あなたが関与した下記の工事について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づき下記のとおり報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあるので、申し添えます。

記

- 1 静岡県熱海市日金町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] にある [REDACTED]
[REDACTED] 解体工事について
 - (1) 解体工事の発注者、元請業者、下請業者
 - (2) 土地所有者他から解体工事に関する指示等があった場合は、指示を出した者の氏名及びその内容
 - (3) 工事におけるあなたの立場、役職等
 - (4) 解体工事で発生した木くずほかの内装、家具布団等の発生量、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先
 - (5) 解体工事で発生したがれき類の発生量、運搬業者、処分業者、処分量、処分先
 - (6) 工事写真、工事日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。
- 2 热海市伊豆山がれき置き場（通称C工区；热海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]、[REDACTED]）に搬入されている産業廃棄物について
 - (1) 热海市日金町、[REDACTED] 解体工事現場から搬入した廃棄物について

- ① がれき置場へのがれき類の搬入作業におけるあなたの立場、役割等
- ② がれき置場で廃棄物の受け入れ確認、整地等を行った業者
- ③ がれき置場から廃棄物の撤去作業を行った場合は、収集運搬業者、処分業者、処分量、処分先
- ④ がれき置場について、作業写真、作業日報、打合せ記録があれば写しを提出してください。

*各項目について、あなたが主体となって行った工事以外でも把握している事項があれば記載してください。

- (2) 热海市日金町、[REDACTED]以外の場所から搬入された廃棄物について把握している場合は、廃棄物の種類、量、排出者、排出場所、収集運搬を発注した者及び運搬業者等を記載してください。

3 報告期限

平成25年 1月17日

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）
住所：〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3
電話：055-920-2106

1 8条報告を求める趣旨

熱海市日金町の[REDACTED]（以下：[REDACTED]という）による不適正保管については、排出事業者を確定するため、事情聴取や関係者に対する報告徴収を行ってきたが、供述に違いが生じ、また、建物解体届とも一致しない状況だった。

このため、平成23年12月15日、建物解体届に解体工事の発注者として記載があった[REDACTED]に対し詳細な説明を求めたものの、有効な回答を得ることはできなかった。（督促を行ったものの、建物解体届は自社が出したものではないとの電話による回答のみで、書面による回答は得られなかった）

平成24年当初、関係者の1人である[REDACTED]から、「近く[REDACTED]は合併する見込みなので、今後、[REDACTED]との関係についても整理したい。知りたい事があれば、できる範囲で協力する。工事日報等も要望があれば提出する」との申し出があった。

また平成24年5月28日、[REDACTED]が関連する工事現場から出た木くずを、野焼きで処分したとされる裾野市須山の資材置場に、[REDACTED]自らが廃棄物課職員を案内した。（野焼きの件については、地元警察に情報提供済）

[REDACTED]

[REDACTED]